

掛川市条例第8号

掛川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市税条例の一部を改正する条例

掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその<u>督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p>第12条 <u>督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合には、これを徴収しない。</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第12条 削除</p>

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の掛川市税条例の規定は、督促手数料のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。